

# 岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2297

2014年

9月19日

新採用者の「条件採用期間」が今月で終了します。100%加入へ、分会内で積極的に声かけを！

## 14 県人勸情報 - ⑥朝

これまででも制度は国に準じてきた 9.16花山人事委  
職員課長交渉

# 安易な国準拠は許さない！

昨年の県人勸=公民均衡 総合的見直しの必要はない！

地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭・岩教組委員長）は来週24日、人事委員会佐藤事務局長と交渉を行う。同日の交渉では、県内における公民較差の状況を確認するとともに、人事委員会が政府の圧力に屈し安易に国準拠の考えに至らないよう、給与制度の総合的見直しの問題点を指摘しながら、翌25日に開催が予定されている人事委員会へ意見反映を求めていく。

また、地公共闘は29日にも2度目の事務局長交渉を設定し、県人勸に向けた具体的な改善検討を求めていくこととしており、交渉の最大のヤマ場となることから、大衆行動を配置しての交渉支援を行っていくこととしている。

人事委員会あての「個人ハガキ」は24日の交渉で佐藤事務局長へ提出していく。全組合員の怒りと要求を、しっかりとハガキに託そう。

### 事務局長交渉における課題

- ① 県内公民較差の状況確認と、月例給・一時金の支給水準改善
- ② 給与制度の総合的見直し断固阻止
  - ・ 既に均衡している公民較差と総合的見直しの必要性の矛盾追及
  - ・ この間の退職手当改悪理由とも矛盾する給与水準引き下げの追及
- ③ 寒冷地手当の改悪阻止
- ④ 通勤手当・単身赴任手当をはじめとする諸手当改善による自己負担解消 など

### 県庁座り込みの 日程が変わりました

#### 【変更前】

9月24日（水）

※事務局長交渉は予定通り実施

#### 【変更後】

9月29日（月）

13:00 総決起集会（県公会堂）

14:00 県庁座り込み

人事委員会事務局長交渉

## 「給与制度の総合的見直し」 国準拠よりも生計費維持が優先だ！

# 総務省の不当な圧力には屈しないぞ

総合的見直しによる俸給表水準の引き下げにあたっては、民間賃金水準の低い12県を抜き出して公務員給与との比較に用い、平均2%の水準引き下げを勧告した。

しかし、本県を含む当該12県の昨年の人事委員会報告では「公民較差均衡」との結果が出されており、既に地域間での較差は解消されている。本県の勧告（右表）でも、公民較差に基づき給料表改定が既に行われてきた。

	岩手県職員	民間	格差	改定
2009年	371,586円	366,802円	△4,784円 (△1.29%)	△0.84%
2010年	376,330円	376,342円	12円 (0.00%)	見送り
2011年	※震災のため未調査			△0.36%
2012年	370,060円	369,889円	△171円 (△0.05%)	△0.30%
2013年	369,419円	369,538円	119円 (0.03%)	見送り

この私たちの指摘に対し、総務省の有識者検討会は8月20日、「地公法の均衡の原則

※09年は給与構造改革の過渡期を考慮。11年は国較差に準拠して引下げ

においては民間給与とともに国家公務員給与を踏まえた検討が求められる」との考え方を示し、地方公務員も国に準じて引き下げるべきとの一方的な圧力をかけてきた。

地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性（2014/8/20）抜粋

地方公務員法の均衡の原則においては、民間給与とともに、国家公務員給与も考慮事項の一つとされていることから、国家公務員給与の見直しがあれば、それを踏まえた当該団体の給与の検討が求められる。（中略）地域間の民間給与の差の反映はまだ道半ばとも言え、この点を十分考慮したうえで、各人事委員会において適切な勧告を行うことが重要。

しかし、均衡の原則を定める「地公法第24条の3」では、最初の項目で「生計費」の維持を掲げている。この生計費要素に敢えて触れずに国公準拠のみを声高に主張している点こそが、引き下げありきの恣意的な見直しとなっていることの何よりの証明だ。

また、公民比較給与「額」を見れば、国家公務員の平均額が約40万円なのに対し、岩手県職員の平均額は約37万円（2013人勧）と、都市部と地方では相当の差が既に存在している。民間給与の差の反映が道半ばとの総務省の指摘は、こうした現状を踏まえておらず、国公準拠を押し付ける不当な圧力であると言わざるを得ない。

地公法 § 24(3) 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

政府は公務員賃金の引き下げに躍起になっている。不当な圧力に屈せず、私たちが日々の復興業務にしっかり専念していくために必要な給与水準の維持・改善をしっかりと求めていくことが大切だ。まずは、29日の県庁座り込み行動に結集し、交渉団の押上げを図ろう。